

第6回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

議事概要

1. 日 時 平成20年 7月 8日(火) 14:55～17:05
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 委員 宮本委員長、市川委員、岡原委員、小澤委員、見波委員、山内委員
4. 議事概要

5月20日に開催した第5回委員会において検討課題となった事項について事務局より報告を行い、その後、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社から経営努力要件適合性の認定申請を受けている下記の10件に関して、経営努力要件適合性について審議を行った。

〔議事〕

(1) 報告事項

- 〔報告1〕 費用の縮減額の算出について
- 〔報告2〕 『資機材管理システム』の有効期間の取扱い

(2) 審議事項

- 〔議題1〕 関係機関との協議により撤去した既設ジェットファンの有効利用
- 〔議題2〕 トンネル換気設備の搬入方法の工夫
- 〔議題3〕 現地発生材(強酸性の硬岩掘削土)の有効利用
- 〔議題4〕 トンネル換気塔ダクトのコーナーペーン(整流板)一体型消音装置の開発
- 〔議題5〕 ETC ガントリーにおける新たな構造形式の採用
- 〔議題6〕 道路管理者との協議による市街地案内標識の合併化
- 〔議題7〕 地元との協議による環境対策施設の見直し
- 〔議題8〕 地元条例を適用することによるオイルタンク形式の見直し
- 〔議題9〕 現場の周辺状況を踏まえた高架橋下の立入防止柵の設置見直し
- 〔議題10〕 標識レイアウトの工夫による既設門型標識柱の有効利用

前回の委員会において検討課題となった事項について事務局より説明を行い、確認した。

議題1について、関係機関との協議により既設ジェットファンを撤去し、有効に利用したことによる費用の縮減は、運用指針に定める経営努力要件(第2条第1項第2号)に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 古いジェットファンをオーバーホールすれば、新品と同等期間の使用が可能か。(委員)

今回、有効利用したジェットファンは、劣化、損傷がないことを十分に確認した上で、全て分解、整備を行っており、新品と同等以上使用可能と認識している。(中日本高速道路株式会社)

- ・撤去しても基準を満足しているとは言え、もし撤去しなければ安全という面では余裕があるわけで、せっかくある設備をわざわざ撤去しなくてもよいような気もする。(委員)

安全とコストのバランスをどのようにするかは非常に難しい問題であるが、ただ撤去だけでなく、『トンネル内滞留車両対応マニュアル』を作成しており、消防、警察と会社が連携してこれを運用することで、安全に対してフォローできる。(中日本高速道路株式会社)

議題2について、トンネル換気設備の搬入方法を工夫したことによる費用の縮減は、運用指針に定める経営努力要件(第2条第1項第1号ロ)に適合すると判断した。

議題3について、現地発生材(強酸性の硬岩掘削土)を有効に利用したことによる費用の縮減は、運用指針に定める経営努力要件(第2条第1項第1号ロ)に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・酸性分の土壌浸透による環境への影響はないと結論づけているが、試験的に確認をしたのか。(委員)

砂岩であり、スレーキングを起こす岩ではないので、酸性分の土壌浸透はないと考えている。また、土壌汚染に関する環境基準や対策について、重金属等に対する規制はあるが、酸性土に対する規制はなく、施工後、約10ヶ月経過しているが、周辺に何らかの影響が出ているということは確認されておらず、特段問題はないと考えている。(西日本高速道路株式会社)

議題4について、コーナーベーン(整流板)一体型消音装置の開発による費用の縮減は、運用指針に定める経営努力要件(第2条第1項第1号ハ)に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・この特許は、他分野や海外への展開の可能性はどうか。(委員)

他分野については、例えば建築の通風ダクトといったような箇所への適用の可能性はあるのではないかと考えている。海外への展開については、特許申請にかかる経費等を考えると、採算的に厳しいかもしれないので、様子を見ながらの展開になると思われる。(中日本高速道路株式会社)

議題5について、ETC ガントリーに新たな構造形式を採用したことによる費用の縮減は、運用指針に定める経営努力要件(第2条第1項第1号ハ)に適合すると判断した。

議題6について、道路管理者との協議により市街地案内標識を合併化したことによる費用の縮減が、運用指針に定める経営努力要件(第2条第1項第1号イ)に適合するかどうかについて、下記の意見等に関して結論が出なかったため、考え方を改めて整理し、次回の委員会において再度審議することとなった。

- ・協議をまとめたということについては敬意を表するが、既設の標識柱を有効活用することは通常の協議の範囲なのではないか。(委員)

道路管理者との協議だけでなく、協議に先立ち、現場の現状を把握した上で、既存の標識柱を有効に活用し、かつ、わかりやすい案内、情報提供といった観点で様々なレイアウトを検討し、道路管理者に提案したこ

とも経営努力ではないかと考えている。(中日本高速道路株式会社)

- 案内標識というものは、本来、ドライバーの目線から見て何が一番よいのかを考えるべきであり、市街地案内標識の合併化は、そのための通常業務の範囲と考えられるのでは。(委員)

議題7について、地元との協議を重ね、環境対策施設を見直したことによる費用の縮減は、運用指針に定める経営努力要件(第2条第1項第1号イ)に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- 地元との協議において覚書を締結するということは、一般的には大変な努力が必要である。ましてや、一旦締結した覚書を変更して、創意工夫の上、地元と再協議し、理解を得た上で、新しく覚書を締結するということは、相当の努力がなければできないものではない。(委員)

議題8について、地元条例を適用することによりオイルタンクの形式を見直したことによる費用の縮減は、運用指針に定める経営努力要件(第2条第1項第1号ロ)に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- 当初計画の段階からいろいろと比較検討を行ったのか。(委員)

管理事務所に設けるオイルタンクは地下式を標準としている中で、周辺地域において地上式の小さなオイルタンクが設置されていることから、当管理事務所においても同じ形式を採用することができないか、地元の消防と協議を行い、採用に至ったものである。(東日本高速道路株式会社)

- 地下式と地上式とを比較すると、安全性の高さからすれば地下式であるし、一方で、管理の容易さからすれば地上式ということになると思われるが、地下式を標準としている設計思想について、どのような考え方からそのようになっているのか。(委員)

今回の場合、必要なタンク容量が1,900ℓであり、消防法に定める指定数量(1,000ℓ)以上であるが、地下式であれば、指定数量を超える貯蔵量であっても、近接する建物等との離隔を設ける必要がないことから、限られたスペースでの設置に有利であり、一般的に地下式を採用している。(東日本高速道路株式会社)

議題9について、現場の周辺状況を踏まえ、高架橋下の立入防止柵の設置を見直したことによる費用の縮減は、運用指針に定める経営努力要件(第2条第1項第1号ロ)に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- 要領や基準にとらわれず、本件のように、現地にあった計画、設計をすることが非常に大事である。(委員)

議題10について、標識レイアウトを工夫し既設の門型標識柱を有効に利用したことによる費用の縮減が、運用指針に定める経営努力要件(第2条第1項第1号ロ)に適合するかどうかについて、下記の意見等に関して結論が出なかったため、考え方を改めて整理し、次回の委員会において再度審議することとなった。

- ・ 高速道路の標識において、文字の横幅を狭めた工夫というのは、他にもあるのか。(委員)

高速道路の案内標識における文字サイズは、縦横 50cm×50cm が標準であるが、文字の横幅を狭めた例として、東北自動車道の「西那須野塩原」インターチェンジの案内標識について、文字数が多いため、文字の横幅を狭めたという事例はある。(事務局)

- ・ 当初計画における検討が不十分だったのではないか。(委員)

今回の場合、交通管理者(警察)との協議が前提となっており、当方の一方的な判断だけではできないため、当初の計画は妥当なものではないかと考えている。(中日本高速道路株式会社)

全体を通して、以下の意見をいただいた。

- ・ 今、現場では、費用縮減に向けて、本当に小さな工夫でも何とかやっていこうという中で、経営努力のボーダーラインを、時間とともに少しずつ引き上げていくというやり方もあるのではないか。(機構)
- ・ 当初の計画が、皆が納得できるものであれば、経営努力として素直に認めてもよいのではないか。今後、このようなケースを積み重ねていく中で、当初の計画が時代と共に変わっていけば、今回のような案件が標準になれば、認められないことになっていく。(委員)
- ・ 新しい活力やイノベーションを生み出す経営のツールとして、組織内のインセンティブのようなものとして使われることが重要である。(委員)
- ・ 会社の経営において、どれだけコストを縮減できるかという意識を常に持ち続けることが非常に大事なことである。(委員)
- ・ 議題6と議題10については、標準的とみなすべき努力と、運用指針で経営努力と認められる努力について、何かガイドライン的なものを整理した上で、次回の委員会において改めて議論する。(委員)

以 上